

## 鳴門市サイクリスト受入環境整備補助金 実施要領

この要領は、大鳴門橋自転車道の完成を見据え、本市の自転車による観光（以下「サイクルツーリズム」という。）振興のため必要な受入環境整備の充実を目的とし、サイクリスト受入環境整備に関する以下Ⅰ～Ⅱの事業を実施する事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するための手続きを定めるものです。

### Ⅰ レンタサイクル拠点整備事業

#### 1 補助対象者

##### (1) 鳴門市内の①及び②に掲げるもの

##### ① 次のア又はイのいずれかに該当する観光協会等

ア 法人格を有する団体で、次の（ア）及び（イ）のいずれも満たすもの

（ア） 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れに取り組み、あわせて観光振興に資する取組みを行う団体

（イ） 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人もしくは特定非営利活動法人であること

イ 法人格を有しない団体で、次の（ア）及び（イ）のいずれも満たすもの

（ア） 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れに取り組み、あわせて観光振興に資する取組みを行う団体

（イ） 規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われていること

##### ② 鳴門市内に本社（個人事業主においては住所）若しくは事業所を置く事業者

##### (2) 前項に掲げるもので、以下に該当するものは除く

##### ① 宗教法人が管理又は運営するもの

##### ② 市税に滞納があるもの

##### ③ 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条に規定する暴力団員等に該当するもの

#### 2 補助事業等について

##### (1) 定義

① レンタサイクル拠点：自転車の貸出事業を行う事業所をいう。

② 自転車：日本工業規格〔JIS〕D9111：2016（自転車—分類、用語及び諸元）表1に適合したもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一般用自転車、スポーツ専用自転車、電動アシスト自転車又は特殊自転車に分類されるもの

例：シティサイクル、クロスバイク、ロードバイク、E-bike 等

イ 本補助金の交付目的に適合すると市長が認めるもの

- ③ 電動アシスト自転車：道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 1 条の 3 に定める基準を備えたものをいう。
- ④ 防犯登録：自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)第 12 条第 3 項に規定する防犯登録をいう。
- ⑤ 自転車安全整備：公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備制度に基づく自転車安全整備士による整備をいう。
- ⑥ 自転車損害賠償保険等：自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

(2) 補助対象経費

- ① 自転車の貸出事業に要する備品類（自転車、自転車付属物品等）の購入を行うもの  
例：自転車、ヘルメット、ライト、バイクラック、空気入れ、工具 等
- ② レンタサイクル拠点の施設整備を行うもの  
例：レンタサイクルポート整備、自転車保管用の倉庫や上屋整備 等

※当該事業のために購入する自転車は、未使用のもので、防犯登録及び自転車安全整備がなされ、自転車損害賠償保険等に加入を行うものとする

(3) 補助対象要件

- ① 県、市町村又はこれらが参画する協議会等が設定したサイクリングルートがあり（路面標示等の整備の有無は問わない）、自転車貸出事業において、その活用が図られること。
- ② レンタサイクル拠点の利用者の利便性向上に向けて、鳴門市、その他関係機関・団体等との連携が図られること。
- ③ 開始年度から起算して連続する 5 年間以上レンタサイクル拠点の運営を継続すること。
- ④ 補助金を活用し購入した自転車については、レンタサイクル拠点の屋内又はそれに準じた状態で保管すること。
- ⑤ レンタサイクル拠点の平均営業日数が週 4 日以上であること。この場合において、台風、積雪等の事業者の責に帰さない事由により営業することができなかった日については、平均営業日数の計算に加えない。

(4) 補助率・補助限度額

補助対象経費の 2 分の 1 以内。

1 事業者につき 1, 0 0 0 千円を上限とする。

※補助金の同一団体等への交付は、同一年度内において 1 回までとする。

## Ⅱ サイクリストに優しい宿整備事業

### 1 補助対象者

#### (1) 次の①又は②に掲げるもの

- ① 鳴門市内で旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の営業許可を得た宿泊事業者
- ② 鳴門市内で住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）の届出をした住宅宿泊事業者

#### (2) 前項に掲げるもので、以下に該当するものは除く

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業を行っている宿泊施設
- ② 宗教法人が管理又は運営するもの
- ③ 市税に滞納があるもの
- ④ 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和 2 年鳴門市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団員等に該当するもの

### 2 補助事業等について

#### (1) 補助対象経費

- ① 自転車を組み立てた状態で客室への持ち込みを可能とする整備、又は、自転車を組み立てた状態で一般客の立ち入らない施設可能な場所で保管を可能とする整備を行うもの

例：客室への自転車ラック設置、倉庫等への鍵の取り付け 等

- ② 以下に示す設備の設置

設備	規格
スポーツバイク対応の空気入れ	新品かつ空気圧ゲージ付（1,100kPa まで注入可能）で、仏式・米式及び英式バルブ対応可能なもの。
自転車修理工具	新品で、下記に示す工具又は同等の機能を有するもの。 <ul style="list-style-type: none"><li>・タイヤレバー</li><li>・六角レンチセット</li><li>・プラス、マイナスドライバー</li><li>・その他修理、調整を行えるもの</li></ul>

#### (2) 補助率・補助限度額

補助対象経費の 2 分の 1 以内。

1 宿泊施設につき 50 千円を上限とする。

※補助金の同一宿泊施設への交付は、同一年度において 1 回までとする。

## 1 V 共通事項

### 1 事業期間

原則として、交付決定のあった年度中に事業が完了するものを補助対象とします。

## 2 交付申請及び決定

### (1) 交付申請受付期間

令和6年7月1日(月)～令和7年1月31日(金)

※上記受付期間内にかかわらず、予算が無くなり次第、募集を終了します。

### (2) 申請方法

#### ① 申請先

申請書及び各添付書類を揃えて、電子メールまたは郵送にて提出してください。

(申請受付窓口) 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市企画総務部戦略企画課 地域交通推進室

E-Mail: [chiikikotsu@city.naruto.i-tokushima.jp](mailto:chiikikotsu@city.naruto.i-tokushima.jp)

#### ② 申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

※補助要綱・申請様式等は以下のホームページからダウンロードできます。

URL

申請に必要な書類
○補助金交付申請書(様式第1号)
○事業計画書(様式第2号)
(添付資料)
(1) 対象設備等の設置場所の地図
(2) 対象設備等の機種名、型式、性能等が確認できる書類
(3) 見積書の写し
○収支予算書(様式第3号)

### (3) 補助金交付決定通知

申請受付後、随時審査を実施し、交付決定の可否を通知します。

## 3 注意事項

### (1) 着手時期について

原則として交付決定のあった日以降とします。

### (2) 消費税の取り扱いについて

課税事業者については、消費税および地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

### (3) 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、原則として実績報告書の提出後です。

補助事業が完了した際は、実績報告書の提出をお願いします。補助事業の完了が確認され、補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。なお、実績報告には下記の書類のご提出をお願いします。

### 事業報告に必要な書類

- 実績報告書（様式第8号）
- 事業実績書（様式第8号別紙）  
（添付資料）
  - （1） 対象設備等の設置状況が分かる写真
  - （2） 対象設備等の購入に要した費用に係る領収証等の写し
- 収支決算書（様式第3号）

概算払の請求をする場合には、請求金額の算出内訳などを記入した「概算払請求内訳書」（様式任意）を添付して御提出をお願いします。また、全ての事業が完了しましたら、必ず実績報告の提出をお願いします。

- (4) 補助事業内容の変更手続きについて事業内容を変更する場合には、事前に市長の承認を受けることが必要です。

各補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、様式第4号により事業変更の承認申請を行ってください。ただし、下記に示す軽微な変更については承認申請の必要はありません。

事業内容に変更が生じる可能性がある場合には、早めに担当者まで御連絡ください。変更承認の手続きを経ないで実施された事業に関しては、補助金を交付することができない場合がありますので、必ず事前に御相談ください。

<軽微な変更について>

- ① 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、事業目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の増減が20パーセント以内のもの。
- ② 事業目的及び事業の基本的部分に関係のない細部の変更。

#### 4 その他

- (1) 補助金の交付を受け整備を行った団体等のPR

本補助金を活用し、レンタサイクル拠点またはサイクリストに優しい宿の施設整備を行った団体等については、本市公式ウェブサイトやSNS等で施設の広報・PRを実施します。

- (2) 「鳴門市サイクリストに優しい宿」認定事業実施要領に基づく認定

補助金の交付を受け、認定条件を満たす場合、「鳴門市サイクリストに優しい宿」として認定します。（認定にあたっては別途申請手続きが必要です）

なお、本補助金の交付を受けていなくても、認定条件を満たしていれば上記認定の対象となります。

詳しくは、「鳴門市サイクリストに優しい宿」認定事業実施要領をご確認ください。